

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年 12 月 23 日号外法律第 99 号）第 20 条及び第 21 条第 1 項第 3 号の規定（附則（令和 5 年 6 月 2 日法律第 39 号）第 6 条の罰則の適用に関する経過措置によるものを含む）により、取消し等を行った遊漁船業者は下記のとおりです。

令和 6 年 7 月 17 日

(1) 取消し

遊漁船業者名	営業所の名称及び所在地	登録番号	命令の日	備考
上田省三	上田省三 兵庫県美方郡香美町香住区 七日市 40 番地の 3	兵庫県 5026	令和 6 年 7 月 9 日	

(2) 事業の停止

遊漁船業者名	営業所の名称及び所在地	登録番号	命令の日	備考

(3) 業務改善命令

遊漁船業者名	営業所の名称及び所在地	登録番号	命令の日	備考